

1. 事業事前評価表

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：2008年10月2日

担当部・課：ラオス事務所

1. 案件名

ラオス人民民主共和国「サバナケット県及びサラワン県における一村一品プロジェクト」

2. 協力概要

(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

地域住民の所得向上に資することをねらったラオス人民民主共和国（以下、「ラオス」と記す）版一村一品（One District One Product :ODOP）に関し、サバナケット及びサラワン県において ODOP 導入の可能性を実証するためのパイロット・プロジェクトを実施し、両県の行政機関の ODOP 推進に係る枠組みをつくりあげる。具体的には、商工省（MoIC）の貿易経済研究所（ERIT）及び生産貿易促進局（DPTP）並びにサバナケット県及びサラワン県の商工局（DIC）を主たる対象に実施体制を構築し、ODOP 関連人材の育成を行ったうえで、各県2郡を対象としたパイロット・プロジェクトを実施し、この実践的なプロセスを通じて実施体制の更なる強化を図るとともに、両県での ODOP 活動の展開を図る。

(2) 協力期間

2008年11月～2011年11月（3年間）

(3) 協力総額（日本側）

約2.9億円

(4) 協力相手先機関

1) 商工省（Ministry of Industry and Commerce: MoIC）

a) 貿易経済研究所（Economic Research Institute for Trade : ERIT）

b) 生産貿易促進局（Department of Production and Trade Promotion: DPTP）

2) サバナケット県及びサラワン県 商工局（Provincial Department of Industry and Commerce: DIC）

(5) 国内協力機関

特になし

(6) 裨益対象者

1) 直接的受益者：ERIT 及び DPTP 職員、サバナケット及びサラワン県 DIC 職員並びに対象郡商工事務所職員、ODOP パイロット生産者

2) 間接的受益者：サバナケット県及びサラワン県パイロット・プロジェクト実施村落の住民、両県産の ODOP 製品の消費者

3. 協力の必要性・位置づけ

(1) 現状及び問題点

ラオスでは、農村部において潜在性の高い固有の産品を有する村があるものの、産品の品質の問題、マーケットの問題等により農民の生計向上になかなか結びつかない現状がある。市場経済化に対応する経済政策を担う人材及び組織の能力向上を目的に 2003 年から 2005 年までラオス国マクロ経済政策支援プロジェクト (MAPS) が JICA により実施されたが、ラオス側から強い要望がなされた結果、同プロジェクトで一村一品運動を取り上げることとなり、農村における地場産業活性化と農村生計向上のための施策のひとつになり得るものとして検討された。ラオス政府は MAPS の調査結果も踏まえ、郡単位での一村一品運動の振興を模索してきたが、ラオスの社会経済状況に適應した振興方法を実証するため、一村一品運動に関する経験とノウハウを有するわが国に対し、技術協力プロジェクトの実施を要請した。

本プロジェクトの対象県はラオス中・南部に位置する。サバナケット県は大メコン圏 (GMS) の構想による東西経済回廊が貫通するインドシナ半島の交通の要衝にあり、マーケットへのアクセスという有利な条件がある地域の経済開発の拠点である。もう一方のサラワン県は小泉元首相が 2004 年に支持を表明した CLV (カンボジア・ラオス・ベトナム) 「開発の三角地帯」を構成する貧困県であるが、サバナケット県に接し織物、コーヒー、バナナ等の特産品が産する。

ラオスにおいては、国家レベルの ODOP 委員会はまだ設立されていないが、本プロジェクトが採択になったことを受けて、サバナケット県及びサラワン県において、県レベルの ODOP 委員会が設立された。県 ODOP 委員会の事務局機能は DIC が担当しており、計画局、農林局、観光局、公共事業運輸局等の関連部署が委員会を構成している。

事前評価調査を通じ、ラオスの関係省庁やサバナケット及びサラワン両県の関係機関の本案件の実施に対する期待の大きさと前向きな姿勢が確認されているが、ODOP による実際の活動はまだ行われていないことから、関係機関間での ODOP の更なる理解の深化、国内での ODOP に対する認知度の拡大、産品生産者の組織化や自助努力を支える実施体制の構築及び人材育成は重要な課題となっている。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

1) 第 6 次国家社会経済開発計画 (NSEDP) (2006-2010) には、ODOP に関する直接的な表記はないが、農村開発部門において、手工芸品等の生産を行い、伝統技術を移転する農民グループの設立が掲げられている。また、15%から 20%の農業労働を手工芸品の生産等の小規模産業や森林開発、森林ビジネスに振り替えることが掲げられている。このように農村開発に関する項目には ODOP の概念と一部通じる考えが反映されており、本案件は国家政策に沿っているといえる。

2) MoIC は、2006 年 9 月 13 日に今後 MoIC が ODOP に関して実施機関として積極的に取り組むこと、そのために各県 DIC は県内各郡から ODOP として候補となり得るユニークな潜在的産品を選ぶようにとの内容が含まれている 2 通の通達書 (Official Notification) を発出しており、本案件は同省の進める政策と合致している。

(3) わが国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ（プログラムにおける位置づけ）

- 1) 「対ラオス国別援助計画（2006年9月）」では、6つの援助重点分野の1つとして「民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成」が掲げられ、「わが国が提案した『一村一品』運動については、モデル地区を選定し、マーケティング面も重視した支援を実施する」と謳われており、本案件のわが国の援助戦略上の意義は大きい。
- 2) JICA は、2007年2月の国別事業実施計画において、国別援助計画と同様の援助重点分野を設定しており、「一村一品運動の導入」は、「貿易・投資促進及び産業育成プログラム」のなかに位置づけ、産業育成の方法の1つとして明確に位置づけられている。

4. 協力の枠組み

※プロジェクト目標及び上位目標の評価指標はベースライン調査等を踏まえて設定する
〔主な項目〕

(1) 協力の目標（アウトカム）

1) 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

〔プロジェクト目標〕

サバナケット県及びサラワン県のプロジェクト対象地域において ODOP を普及するための活動が実証される。

〔指標・目標値〕

※プロジェクト開始後に、ベースライン調査等を踏まえ目標値を設定する。

（想定例：ODOP の選定を受けたパイロット生産者の数、ODOP が実施された村落数等）

2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

〔上位目標〕

サバナケット県とサラワン県において ODOP が普及される。

〔指標・目標値〕

※プロジェクト開始後に、ベースライン調査等を踏まえ目標値を設定する。

（想定例：サバナケット県及びサラワン県内の ODOP を実施した生産者数）

(2) 成果（アウトプット）と活動

【成果1】パイロット・プロジェクトを実施するための体制が整備される。

〔活動〕

- ・ DPTP 及び ERIT 等による ODOP 製品の選定基準及び審査方法の検討
- ・ DPTP 及び ERIT 等による ODOP マニュアルの作成
- ・ 県 ODOP 委員会の組織運営の詳細検討

〔指標・目標値〕

- ・ 県 ODOP 委員会及び ODOP 担当職員の適切な人員配置、ODOP マニュアルの整備
- ・ 審査された ODOP 製品数

【成果2】ODOP を担当する職員の能力が向上される。

〔活動〕

- ・ DPTP 及び ERIT 等の中央レベルの ODOP 担当者に対する研修の実施

- ・ DPTP 及び ERIT 等による県・郡レベルの担当職員に対する研修プログラム及び研修教材の開発
- ・ DPTP 及び ERIT 等による県・郡レベルの担当者に対する研修の実施

〔指標・目標値〕

- ・ 研修受講者数
- ・ 研修プログラム及び研修教材

【成果 3】生産された産品が開拓された市場で販売される。

〔活動〕

- ・ パイロット・プロジェクト対象地域及び対象産品の選定（認証事業）
- ・ ベースライン調査の実施
- ・ サバナケット県及びサラワン県 DIC によるパイロット生産者に対する ODOP 理解促進のための研修の実施
- ・ サバナケット及びサラワン県 DIC によるパイロット生産者に対する組織化、市場開拓、品質管理、資金調達、展示・販売等の ODOP 実践支援
- ・ 周辺国を含む市場開拓の実施支援
- ・ チャイラオ〔日本貿易振興機構（JETRO）支援事業〕との連携の検討（織物が ODOP 産品と選定された場合）

〔指標・目標値〕

- ・ ODOP 理解促進のための研修の受講者数
- ・ 助言・指導が実施されたパイロット生産者数
- ・ 産品の生産量

【成果 4】サバナケット県及びサラワン県に ODOP を普及するための体制が整備される。

〔活動〕

- ・ サバナケット県及びサラワン県 DIC 等による ODOP 普及計画の検討
- ・ 同計画に基づく ODOP 普及体制の整備
- ・ ODOP 産品の選定基準及び審査方法並びに ODOP マニュアルの見直し
- ・ ODOP 普及担当職員に対する研修の実施
- ・ パイロット・プロジェクトへのスタディ・ツアーの実施
- ・ ODOP を他県にも展開するための方策の検討

〔指標・目標値〕

- ・ ODOP 普及計画の承認
- ・ ODOP 普及職員に対する研修の受講者数
- ・ スタディ・ツアーの実施回数及び参加者数

（3）投入（インプット）

1）日本側（総額約 2 億 9,000 万円）

① 専門家派遣

チーフアドバイザー、一村一品計画、ビジネス・マネジメント、セールス・マーケティング、品質管理、食品加工、織物技術等

② 研修員受入れ

年間 4 名程度（本邦研修以外に第三国研修も想定）

③ 機材供与

事務機器、車両等

2) ラオス側

プロジェクト・ダイレクター（ERIT）、プロジェクト・マネージャー（DPTP）、県プロジェクト・マネージャー、カウンターパート、執務スペース、一般運営経費

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

1) 前提条件

・特になし

2) 成果（アウトプット）達成のための外部条件

・特になし

3) プロジェクト目標達成のための外部条件

・パイロット生産者が継続的に ODOP を実施する。

4) 上位目標達成のための外部条件

・ODOP 担当職員の配置と活動に必要な経費が継続的に確保される。

5. 評価 5 項目による評価結果

以下の視点から評価した結果、本案件の実施は適切と判断される。

(1) 妥当性

プロジェクト実施に向け、その意義、その目的は以下のとおり妥当であり、本件実施の妥当性は高いと判断される。

- ・第 6 次 NSEDP は「国家成長・貧困撲滅戦略」（NGPES）を包含し貧困削減に焦点を当てつつ、過去に整備されたインフラによる今後の成長への貢献、電力・鉱物・観光分野の成長への期待等を踏まえ、経済成長率 7.5%、1 人当たりの GDP700～750 ドルを目標として掲げている。このなかの農村開発部門において、手工芸品等の生産を行い、伝統技術を移転する農民グループの設立が掲げられている。また、15%から 20%の農業労働を手工芸品の生産等の小規模産業や森林開発、森林ビジネスに振り替えることが掲げられている。このように農村開発に関する項目には ODOP の概念と一部通じる考えが反映されており、本案件は国家政策に合致しているといえる。
- ・ODOP は、多様なセクターを包括しており、さらに関連する組織や関係機関も多岐にわたり、アプローチにより様々な政策が関係しているが、ラオスにおいて ODOP と最も関連の深い MoIC の政策については、2006 年 9 月 13 日に同省から 2 通の通達書が出され、その通達書に基づき、MoIC の下部機関である中小企業促進開発事務所（SMEPDO）、DPTP、ERIT を中心として、様々な ODOP アクションプランが起案されている。本プロジェクトはパイロット・プロジェクトであるとはいえ、調査研究案件ではなく、プロジェクト実施案件であることもあり、これまで MAPS を通じて研究調査を中心的に進めてきた国家経済研究所（NERI）ではなく、製品の推進を担当している MoIC が実施機関となることとなったが、本プロジェクトの性質や実施体制を考えると妥当であると考えられる。

- ・一村一品運動は大分県が発祥であり、日本国内、そしてアジア諸国（タイ等）にも広がっていった経緯があり、日本の技術的優位性は高いと考えられる。ラオスにおいても、大分県との交流を機に、ODOP に関する各種研修経験者が既に存在しており、ODOP を担っていくべき人材も育ってきているといえるため、これらの人材をプロジェクトで活用することができ、妥当性が高い。
- ・タイで一村一品が成功した理由のひとつに、タクシン元首相の強力なリーダーシップの下、首相府に「一村一品事務局」が置かれたほか、中央の役所や、各県、各タンボンにもそれぞれ専門組織がつけられ、国をあげて一村一品運動に取り組んだ経緯がある。途上国において、一村一品運動を推進するためには、このような組織体制、組織制度づくり（モデル化）が不可欠であると考えられるが、本プロジェクトでも個別の活動への支援を中心とするのではなく、組織制度強化や人材育成に主眼を置いたものであることから、妥当性は高い。

（２）有効性

本プロジェクト実施にあたり、プロジェクト目標の内容、因果関係から判断し、以下のとおり、その有効性について評価した。

- ・プロジェクト目標はサバナケット県及びサラワン県のプロジェクト対象地域において ODOP を実証するための活動が実施されるという目標であり、明確に記述されている。また、プロジェクト目標を達成するために、①パイロット・プロジェクト実施体制整備、②職員の能力向上、③製品の生産・販売、④他の生産者への ODOP の普及体制整備というアウトプットを設定しており、論理構成に問題はなく、有効性は高いと考えられる。

（３）効率性

本プロジェクトの実施にあたり、以下のとおり効率性について評価した。

- ・本プロジェクトは、パイロット・プロジェクトの成果を県内に普及させることまでを対象とし、さらには、中央レベルを効果的に巻き込むことにより、場合によっては全国展開も可能となる ODOP 製品の選定基準及び審査方法並びに ODOP マニュアルの作成も対象としていることから、投入に見合ったアウトプットが設定されている。
- ・本プロジェクトは、実施体制の整備、担当職員の能力強化、パイロット・プロジェクトの実施、県内へ普及するための体制整備というように段階的にアプローチするように設計されており、タイミングのよい投入により効率的に協力が実施されるよう計画されている。

（４）インパクト

本プロジェクトの実施にあたり、以下のとおりインパクトについて評価した。

- ・各種研修により、生産者グループや県職員、県 ODOP 委員会などの技術・運営能力の向上が進み、その成果が生かされることが期待される。特に、プロジェクトの投入により、各分野での技術移転が両県 ODOP 委員会等を通じて実施され、研修や普及活動を通じて、生産者グループらに対し技術レベルの向上や便益をもたらすことが期待され、ひいては地域経済活性化に向けた ODOP が普及されることが期待される。

- ・社会的インパクトとして、ODOP 生産者グループが活発に活動を行うことによって、各グループの自主性が高まるとともに、更にグループや地域経済の活性化をもたらすことが期待される。また、地元で活用可能なリソースを有効に利用することを念頭に置いているため、外部に原材料の供給源を頼らずにすみ、原材料の高騰といった影響を比較的受けにくい。
- ・本プロジェクトで対象となる産品を扱っているのは農村女性が多いことから、そのことにより現金収入の増加という農村女性のニーズにも対応が可能である。

(5) 自立発展性

本案件は以下の点から自立発展性には問題はないと考えられる。

- ・本プロジェクトは、サバナケット県及びサラワン県の2県での活動が中心となるが、中央レベルの MoIC の主体的な参画によって実施されるようデザインされており、また、県レベルでは、DIC 以外の計画局、農林局、観光局、公共事業運輸局等の広範な関連部署による ODOP 委員会が設置されることから、これらの組織を通じて、プロジェクト終了後も活動が継続されることが期待される。
- ・ラオス政府の財政事情をかんがみ、ODOP 生産者グループに対する行政による投入を最小限に抑える実施方法を採用し、低利の銀行融資やマイクロクレジットから資金調達するための支援と組み合わせることにより、ODOP の財政的自立性は確保できると考えられる。
- ・タイの OTOP (One Tambon One Product) の影響もあり、ラオスにおける ODOP の関心は高かったが、これまでは具体的な展開方法が見いだせずしていた。本プロジェクトでは、実施体制の強化を重視し、また、パイロット・プロジェクトを通じて実際に ODOP が実証されることによる展示効果（活動が拡大していくこと）も期待できることから、一定の継続性や自立性が期待される。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

ジェンダーに関しては、本プロジェクトには、特に女性に配慮した活動は含まれていないが、ラオスの農村では女性が ODOP で取り上げる産品生産に関連した活動を行っていることも多いことから、本プロジェクトの実施により女性にも便益が及ぶと考えられ、ODOP が推進されることにより女性に対してネガティブなインパクトは特にないと考えられる。

環境への負の影響については、ODOP は大規模な開発を行うものではないため、特に想定されない。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

過去のマラウイ国の一村一品プロジェクトでは、対象グループへの無償の資機材供与と対象となっていないグループへの融資との整合性が懸念されたことがある。その意味では、パイロット・プロジェクトの実施段階においては、真に必要なとされる機材等の投入にとどめ、他の支援を直接受けていないグループとの不公平感に配慮する必要がある。また、本案件では、直接マイクロクレジットの原資の投入は行わないが、既存の金融資源に住民がアクセスできるよう、プロポーザルの書き方の指導等を実施していく方針である。

8. 今後の評価計画

- ・ 中間評価：2010年2月ごろ
- ・ 終了時評価：2011年5月ごろ
- ・ 事後評価：プロジェクト終了3年後を目途に実施予定